

運 営 規 程

(訪問介護)

(事業の目的)

第1条

- 1 株式会社パインテールが開設する「ホームヘルプサービス t o c o」(以下「事業所」という。)が行う訪問介護の事業(以下、単に「訪問介護」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった場合においても、事業所の従業者(以下「訪問介護員等」という。)が、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 本事業の運営の方針は、以下の通りとする。
 - ①訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - ②事業者自らその提供する訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - ③訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ④訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - ⑤訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - ⑥訪問介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - ⑦訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームヘルプサービス t o c o
- (2) 所在地 福岡県古賀市薦野1936-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

1 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（常勤職員） 1名（サービス提供責任者兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者（常勤職員） 1名以上（1名は管理者兼務）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うと共に、自らも訪問介護の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等（常勤・非常勤職員） 基準上必要人員以上
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

1 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日～土曜日
- (2) 営業時間 9：00～18：00
- (3) 訪問介護サービス対応時間 24時間対応可能な体制とする
- (4) 24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問介護の内容)

第6条

1 訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料等)

第7条

1 訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと
し、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額と

する。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、公共交通機関を利用した場合はその実費を請求することとし、自動車を使用した場合は、次の額を請求する。
 - (1) 事業所から片道 10 キロメートル未満 無料
 - (2) 事業所から片道10キロメートル以上 1,000円/回
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、利用者に訪問介護を提供した際には、以下の事項を記載したサービス提供記録を作成しなければならない。
 - ① 訪問介護の提供日、提供時間
 - ② 訪問介護の具体的な内容
 - ③ 利用料金、保険給付の額
 - ④ 利用者の心身の状況
 - ⑤ その他必要な事項
- 5 事業者が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容及び金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条

- 1 通常の事業の実施地域は、古賀市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条

- 1 訪問介護員等は、訪問介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。
- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

（衛生管理対策）

第10条

- 1 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第 11 条

- 1 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 12 条

- 1 事業所は、利用者が正当な理由なしに訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第 13 条

- 1 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第 15 条

- 1 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第 16 条

- 1 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条

- 1 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 第 2 条第 1 項第 3 号の訪問介護計画、及び第 6 条第 4 項のサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 第 2 条第 1 項第 3 号の訪問介護計画、及び第 6 条第 4 項サービス提供記録については、整備の上、当該サービスの提供に係る保険給付支払日から 5 年間、第 8 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 11 条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、当該記録の完結日から 2 年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社パインテールが定めるものとする。

（附 則）

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定施行する。